

国管管2-30
平成28年7月7日

本部部長審判官
各國税不服審判所長 殿
国税不服審判所沖縄事務所長

国税不服審判所長
(官印省略)

証拠の開示について（指示）

標題のことについては、当分の間、下記のとおりとすることとしたので、適切に実施されたい。

なお、下記内容については別添のとおり整理したので、参照されたい。
(趣旨)

平成28年2月8日付国管管2-3「『審査事務提要の制定について』の全部改正について」（事務運営指針）（以下「審査事務提要」という。）は、担当審判官等が、審理のために必要と判断した場合、その作成した質問調書等（以下「調書類」という。）について、その写し（複写機によるコピーをいう。以下同じ。）を審理関係人に交付することは差し支えない旨、また、国税通則法（以下「通則法」という。）第97条の3第1項に規定する「提出された書類その他の物件」（以下「閲覧等対象証拠」という。）について、法定の開示請求の方法によらずとも、担当審判官から必要に応じてその写しを審理関係人に交付することは可能と整理することが相当である旨記載している。

しかしながら、任意開示（注）については、改めて検討した結果、慎重な運用することが相当と認められたので、本指示文書において、その具体的な運用について整備を図るものである。

（注）本指示文書において、①開示とは、担当審判官等が作成した証拠（調書類）及び提出を受けた証拠そのものの全部又は一部について、閲覧させ又は写しを交付することをいい、②任意開示とは、担当審判官が、審理のため必要がある場合、審理の過程で作成された証拠（調書類）及び提出を受けた証拠そのものの全部又は一部について、法律上の開示制度に基づく請求によらずに閲覧させ又は写しを交付する方法による開示をいう。なお、作成された証拠（調書類）及び提出を受けた証拠の内容について口頭で説明すること及びその内容を要約した求釈明書を作成して交付すること等は、任意開示には当たらないことに留意する。

記

1 調書類について（別添③及び⑤欄）

- (1) 担当審判官は、調書類について、任意開示は行わない。
- (2) 担当審判官は、調書類に記載された事実について、①審理関係人（審査請求人、参加人及び原処分庁をいう。以下同じ。）に対して反論・反証を求める必要がある場合、又は、②参考人（通則法第97条第1項第1号に規定する関係人その他の参考人のうち参加人以外の者をいう。以下同じ。）に対して当該事実を確認する必要がある場合は、次の方法による。
- イ 調書類に記載された事実のうち、上記反論・反証を求める必要性又は事実を確認する必要性が認められる必要最小限の範囲に限り、その内容を口頭で説明の上、又はその内容を要約した書類（①審理関係人に対しては求釈明書、②参考人に対しては質問書）を作成・交付の上、答述又は回答書の提出等を求める。
- ロ 上記イの口頭での説明又は要約した書類の作成に当たっては、担当審判官は、調書類を作成する際に答述をした者（以下「答述者」という。）に対し、「第三者の利益を害するおそれ」及び「その他正当な理由」に該当する事項（通則法第97条の3第1項又は平成26年6月13日法律第69号による改正前の国税通則法（以下「旧通則法」という。）第96条第2項）並びに守秘義務に抵触する事項（通則法第126条）（以下これらを併せて、「マスキング箇所」という。）に該当する具体的箇所の有無等について、次の方法により意見を聴取する。
- (イ) 審理関係人又は参考人に対し、口頭で説明し又は要約した書類を交付する必要があると判断した部分を、適宜の紙面に記載（調書類作成時の電子情報を部分的に利用しても差し支えない。）し、別紙様式1及び別紙様式2とともに答述者に交付する。
- (ロ) 答述者に対し、2週間程度の期限を設け、マスキング箇所と考る部分がある場合には、上記(イ)の紙面の該当部分に透過性のあるマーカー等で表示した上で、別紙様式2とともに提出するよう求める。
- ハ 担当審判官は、上記ロの意見聴取の結果を踏まえ、マスキング箇所に該当すると判断した部分を、口頭で説明する内容に含めず、また、要約した書類に記載しない。
- ニ 審理関係人又は参考人から、上記イに対する答述又は回答書の提出等がなかった場合には、それ以上の反論・反証等はなかったものとして審理を行う。
- (3) 審理関係人に対して質問を行った場合の質問調書につき、当該審理関係人自身が、改めてその内容を確認するため当該質問調書の閲覧又は写しの交付を求めた場合、担当審判官は、審理関係人が的確な主張・立証を行うため当該質問調書の内容を確認させる必要があると認める部分に限り、当該質問調書の該当部分のみを要約（調書類作成時の電子情報を部分的に利用しても差し支えない。）した内容を、口頭で説明し又は当該内容を要約した書類を交付して差し支えない。
- (4) 上記(1)ないし(3)により難い特段の事情があると認められる場合及びマスキング箇所に該当するか否かについて、上記(2)ロの意見聴取に対する回答がなく又は最終的に答述者との意見が一致しない等、マスキング箇所に疑義のある場合には、法規・審査担当者を通じ、本部照会する。

2 閲覧等対象証拠又は旧通則法第96条第1項に規定する処分の理由となった事実を証する書類その他の物件について（別添①及び②欄）

(1) 通則法適用事案

担当審判官は、審理関係人に対し、任意開示は行わず、通則法第97条の3に規定する閲覧請求（口頭での請求を含む。以下、この項において同じ。）の制度の利用を促す。

(2) 旧通則法適用事案

担当審判官は、審査請求人又は参加人に対し、任意開示は行わず、旧通則法第96条第2項に規定する閲覧請求の制度の利用を促す。

なお、担当審判官は、原処分庁から旧通則法第97条第1項第2号に基づいて提出を受けた帳簿書類その他の物件のうち、同法第96条第1項により提出を受けることが相当と認められるものについて審査請求人又は参加人に対して閲覧させる必要があると判断した場合には、原処分庁に対してこれを任意で提出するよう求める。

(3) 上記閲覧請求の制度の利用の促しに応じない場合、それ以上の反論・反証はなかったものとして審理を行う。

なお、必ずしも制度に精通しているとは限らない審査請求人において制度趣旨の理解不足等から法定の閲覧請求をしないような場合には、担当審判官は、当該審査請求人に対し、閲覧等対象証拠又は旧通則法第96条第1項に規定する処分の理由となつた事実を証する書類その他の物件を閲覧の上、反論・反証をしてもらいたい旨、また、その前提として、法定の閲覧請求の手続が必要（閲覧は費用を要しないこと及びその請求は口頭でも可能）であることを併せて説明の上、法定の閲覧制度の利用を促す。

3 上記1及び2以外（①旧通則法適用事案における法定開示対象外の証拠（同法第95条により提出された証拠書類若しくは証拠物及び同法第97条第1項第2号により提出された帳簿書類その他の物件・別添④欄）及び②参考人に対する上記2に掲げる証拠）について

(1) 原則として、担当審判官は任意開示を行わず、以下による。

イ 担当審判官は、表題の①及び②の証拠の内容につき、審理関係人又は参考人に対し、反論・反証を求め又はその内容を確認する必要があると判断した場合、上記1(2)イと同様、当該証拠の内容を口頭で説明の上、又は審理関係人に対する求釈明書（参考人に対する質問書）を作成・交付の上、答述又は回答書の提出等を求める。

ロ 上記イの方法による証拠の内容の口頭での説明又は求釈明書（参考人に対しては質問書）の作成に当たっては、担当審判官は、当該証拠の提出人に対し、上記1(2)ロに定める手続に準じて意見聴取を行う。

その際、担当審判官は、当該意見聴取の結果を踏まえ、マスキング箇所に該当すると判断した部分を、口頭で説明する内容に含めず、また、要約した書類に記載しない。

(2) 例外として、担当審判官は、審理関係人に対して、旧通則法第95条により提出された証拠書類若しくは証拠物及び同法第97条第1項第2号により提出された帳簿書類その他の物件（以下「証拠書類等」という。）のうち、印影、取引図又は写真等で、審理関係人がそれ自体を直接目視しなければ内容を確認できないような証拠書類等について、それ自体を提示する必要があると判断した場合には、以下の方法による任意開示を行い、反論・反証を求める。

- イ 提示の対象は、証拠書類等のうち審理関係人に反論・反証を求めるため、真に必要な部分に限定する。
- ロ 担当審判官は、当該証拠書類等の提出人に対し、上記1(2)ロに定める手続に準じて意見聴取を行い、その他のマスキング等の作業については、通則法第97条の3に基づく閲覧等の際に実施する審査事務提要第2編第5章第11節及び平成28年3月31日審判所情報第3号第1章に定める手続に準じて確実に実施する。
- ハ 任意開示の方法は、提示にとどめる（写しの交付及びカメラ撮影は認めない。）。
- (3) 審理関係人又は参考人が、上記(1)による答述又は回答書の提出若しくは(2)による反論・反証に応じない場合、それ以上の反論・反証はなかったものとして審理する。
- (4) 上記(1)及び(2)により難い特段の事情があると認められる場合及びマスキング箇所に該当するか否かについて、上記(2)ロの意見聴取に対する回答がなく又は最終的に提出人との意見が一致しない等、マスキング箇所に疑義のある場合には、法規・審査担当者を通じ、本部照会する。

証拠の開示について

別添

- 通則法適用事案についての運用⇒任意開示は行わない。
- 旧通則法適用事案についての運用⇒任意開示によらざるを得ない場合(旧法下での印影、取引図又は写真等の確認)に限定して行う。

通則法		旧通則法
法定開示の対象	①証拠	②証拠 （原処分序任意提出）
	<ul style="list-style-type: none">・任意開示は行わない。・法律上の開示制度の利用を促す。・上記に応じない場合、それ以上の反論・反証はなかったものとして審理。	同左
法定開示の対象外	③調書	④証拠 （職権収集等） ⑤調書
	<ul style="list-style-type: none">・任意開示は行わない。・審理のため必要がある場合、その調書の内容を説明、求釈明するに止めめる。求釈明する場合は、守秘に十分留意する。・回答がない場合、それ以上の反論・反証はなかったものとして審理。	<ul style="list-style-type: none">・原則として、任意開示は行わない。審理のため必要がある場合、その証拠の内容を説明、求釈明するに止めめる。守秘に十分留意する。回答がない場合、それ以上の反論・反証はなかったものとして審理。・例外として、直接目視することが必要な証拠(印影、取引図又は写真等)については、i 真に必要な部分に限定し、ii 所定のマスキング作業を確實に実施の上、iii 提示に止める形での任意開示を検討する。任意開示に応じない場合、それ以上の反論・反証はなかったものとして審理。

担当審判官	起案者	起案	・	整理
		決裁	・	
		発送	・	

〒□□□-□□□	審 平成 年 月 日				
(住所・所在地)					
(氏名・名称)					
様					
	国税不服審判所 担当審判官 (印)				
求釈明又は証拠の内容についての説明・質問に係る意見について（照会）					
<p>下記の審査請求に関し、国税通則法第97条に基づき当審判所の職員が作成した質問調書又はあなた（又は貴社）から提出していただいた証拠（以下、併せて「証拠等」といいます。）の内容について、審理のために必要があると認められますので、審理関係人又は参考人に対して、求釈明又は説明・質問すること（以下、これらを併せて「求釈明等」といいます。）を予定しています。</p> <p>つきましては、求釈明等する証拠等の内容につき御意見があるときは、同封の「求釈明等に対する意見書」を平成 年 月 日までに提出していただきますようお願いします。</p> <p>なお、求釈明等に際しては、必ずしもいただいた御意見どおりとはならない場合もあること、また、提出期限までに同意見書の提出がない場合は、御意見はないものとして取り扱わせていただくことになることに御留意願います。</p>					
記					
1 審査請求					
(1) 審査請求人					
(住所・所在地)					
(氏名・名称)					
(2) 原処分					
(3) 審査請求書の收受年月日 平成 年 月 日					
2 求釈明等の前提となる証拠等の内容					
本照会に同封した書類					
※ 連絡担当者	審判 部 第 部門	電話	—	—	内線

平成 年 月 日

求釈明等に対する意見書

国税不服審判所
担当審判官 殿(住所・所在地)
〒(ふりがな) ()
(氏名・名称)
(法人の場合、代表者の住所) 〒 (印)(法人の場合、代表者の氏名、ふりがな)
()連絡先電話番号
()

平成 年 月 日付 第 号の照会について、下記のとおり意見書を提出します。

記

御 意 見	求釈明等した場合に第三者の利益を害するおそれ、その他正当な理由、守秘義務に抵触すると考える事項
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	第三者の利益を害するおそれ、その他正当な理由、守秘義務に抵触すると考える部分
	※対象書類の写しに該当部分をマーカー等で表示していただいても構いません。
	第三者の利益を害するおそれ、その他正当な理由、守秘義務に抵触すると考える具体的な理由